うえの事務所通信

vol. 14
平成27年12月24日発行
発行編集責任者
弁護士　上野俊夫
上野俊夫法律事務所
群馬県館林市本町 2－2－14
TEL　0276－56－4736
FAX　0276－56－4735
ueno-law@kfa.biglobe.ne.jp
上野俊夫法律事務所　検索

ごあいさつ

こんにちは！　12月21日生まれで，誕生日ケーキとクリスマスケーキを一緒にされていた上野俊夫です。

年末になり，皆様，仕事や忘年会などでお忙しくされていると思います。12月はもっと寒いイメージですが，今年は暖冬です。

この間，床屋さんと話していて，「確かに」と思ったのは，最近は手がかじかむということがないことです（子供の頃はありました）。温暖化の影響でしょうか。

最近，歩いています！

群馬は，車社会で，どこに行くのにも車ということが多いです。私は，高崎で生まれたのですが，これは母親の里帰り出産であり，私自身の実家は東京にあります。東京で育ち，自宅に車もなかったので，どこに行くのにも自転車や電車でした。

弁護士になり，群馬で生活するようになって，最初にカルチャーショックだったのは，自宅のすぐ近くにあるコンビニに行くのにも，皆さん車で行くことでした。もっとも，2カ月くらい群馬で暮らすと，車社会にもすぐに慣れ，私も近くのコンビニやドラッグストアに行くのに車を利用するようになりました。そのようになって，かれこれ10年以上です。

確かに便利なのですが，あまりに車を利用する機会が多いことについて，常々，「運動不足ではないか？　もう少し歩かないといけない」とも思っていました。

そこで，最近は太田や足利の裁判所に行くときは，電車を利用しています。幸い，私の事務所は駅前にあります。太田の裁判所へ電車で行く場合，電車と徒歩を合わせて50分くらいはかかります。車だと40分弱なので，電車の方が，時間がかかりますが，電車であれば電車に乗っている間は本や裁判例を読めます。また，歩くのは運動になります。

一石二鳥ということで，当分は電車での裁判所通いをしようと思っています。

遺留分に気を付ける

前回，中小企業の事業承継について，お伝えしました。事業承継をする場合には，なるべく早い段階で，後継者に株式を持たせてあげるのが望ましく，後継者への相続完了時に，後継者に100パーセントの株式が集中しているのが理想です。

株式を移す方法としては，110万円の非課税枠を使った生前贈与がポピュラーな方法です。贈与には長い期間が必要になることも考えられるので，事業承継はなるべく早い時期に着手するのが良いと思います。

ここで問題なのは，生前贈与が，後継者以外の相続人の遺留分を侵害することになり得ることです。

遺留分というのは，後継者以外の相続人の利益を守るものです。仮に，相続開始前に，100%株式が生前贈与されていても，後継者以外の相続人は，後継者に対し，株式について一定の権利を主張できます。

この遺留分があるので，生前贈与をしたとしても，前オーナーの他界後，紛争が起こる可能性があります。ただ，中小企業での株式移転等に限り，この遺留分の請求をできなくする特別の制度があります。事業承継をする場合，同制度を利用するのが必須だと思います。